

別紙

個別健康指導事業について

(1) 個別健康指導体制に係る取組

- ① 消防団員から健康診断結果の写し及び健康状態自己申告書の提出を受ける。



- ② ①をもとに医師が各団員の健康状態を区分し、健康指導が必要な団員を選び出す。



- ③ ②で選び出された団員に対して医師及び医師の指示に基づき看護師等が各個人毎に健康指導を行う。

また、団員の健康状態により活動内容を区分し、例えば②で健康指導が必要と医師が認めた団員については活動を制限するなどの処置を行う。



- ④ 脳疾患、虚血性心疾患などによる公務災害発生を未然に防止する。

(2) 消防団員等の健康増進に係る取組

循環器系疾患（脳血管疾患・虚血性心疾患）の予防のため、市町村等の消防団担当部局又は消防団と住民の健康増進担当部局（保健所等）が連携して行う消防団員等の健康増進のための取組（消防団員等が参加する講習会及び個別健康相談の窓口等）

- (例) 消防団担当部局又は消防団が地域の保健所と連携し、保健師又は栄養士等が消防団員等のために行う講習会又は講習会とともに保健師又は栄養士等が個別に消防団員等の健康相談を実施

(3) 助成対象経費

運 営 費：会議費、医師・保健師等賃金、通信運搬費等

健康指導経費：測定器、健康診断、配布用冊子、健康・栄養相談等

データ管理費：保管庫等

諸 経 費：文房具等

注 1 個別健康指導事業の助成申請に当たっては、様式第 1 の 3 を使用すること。

注 2 (1)の事業内容については「消防団員個別健康指導モデル事業報告書」(平成 21 年度配布、当基金ホームページに掲載)を参照

注 3 個別健康指導事業の完了報告に当たっては、様式第 4 の 2 を使用すること。

注 4 個別健康指導事業の助成額は、原則、参加した消防団員及び連携した保健所等の保健師又は栄養士等 1 名につき、1 千 5 百円を限度とする。